



TJ Prannarai
COMMUNICATION CO., LTD.

42 Tower, Room 2102, 21st Floor, 65 Soi Sukhumvit 42 (Kluaynamthai), Sukhumvit Rd., Prakanong, Klongtoey, Bangkok 10110

Tel: 0-2712-3199 Fax: 0-2712-3201 URL: <http://www.tjprannarai.co.th>

บริษัท ทีเจ พรานนาราย คอมมิวนิเคชั่น จำกัด อาคาร 42 ทาวเวอร์ ห้อง 2102 ชั้น 21 เลขที่ 65 ซอย สุขุมวิท 42 (กล้วยน้ำไท) ต.สุขุมวิท แขวงพระโขนง เขตคลองเตย กรุงเทพฯ 10110

タイ国 法律改訂情報 Vol. 12 (2011年12月15日発行)

皆様こんにちは。今年最後の“タイ国法律改定情報”は2011年11月15日に告示された

「原材料及び必要資材の損失分及び残滓に対する条件及び処置」をお送りいたします。

投資委員会告示

(ประกาศสำนักงานคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน

ประกาศสำนักงานคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน

第 Por.4/2554 号

洪水被害を受けた、投資奨励法第 36 条(1)に基づく

原材料及び必要資材の損失分及び残滓に対する条件及び処置

(เรื่อง เงื่อนไขและวิธีการสำหรับส่วนสูญเสียและเศษซากของวัตถุดิบและวัสดุจำเป็น

ตามมาตรา ๓๖(๑) ที่ได้รับความเสียหายจากวิกฤตอุทกภัย

ルアン グアンカイ レ ウィティーカーン サムラップスアンสุน西亞 レ เซ็ทซาร์ควอนวัตตวดี๊ปป

レ วัตตวจั๊นแปน ต่ามมาร์ตラー-36(1) ティーダイラップคว่อมชีอาハーイ จั๊ว๊วกวิ๊กรั๊วต๊วกาไพ)

タイにおける洪水の発生により、国内の複数の県において数多くの工業団地が被害を受けた。

洪水の影響を被った被奨励者の救済措置として、投資奨励法第 36 条(1)に基づき輸入税の免除を受けた

原材料及び必要資材の損失または消失分について、原材料及び必要資材勘定を削除する

(ตัดบัญชีวัตถุดิบและวัสดุจำเป็น ตั๊บแปนชีว่วัตตวดี๊ปป เล วัตตวจั๊นแปน) ことが適当であると考え、本告示を公布する。

タイ国における投資の回復及び安定性確保を目的とする。

1977 年投資奨励法の第 13 条、第 36 条及び 2011 年 11 月 7 日付第 1/2554 回投資委員会決議に基づき、

投資委員会事務局は、投資委員会より委任を受け、以下のとおり告示する。

第1条 「損失分」とは、2000年7月24日付投資委員会告示第 Por.4/2543 号「投資奨励法第36条(1)に基づく原材料の損失分及び残滓に対する条件及び処置」に基づく「損失分」を意味する。残滓の有無は問わない。

第2条 事務局は、以下の方法に基づき課税を受けずに損失分の原材料勘定を削除する事を許可する。

2.1 被奨励者は、本告示末尾に添付の「原材料及び必要資材勘定からの損失分及び残滓の削除に対する許可申請書」に基づき、原材料勘定を削除するための許可申請書を作成すること。

2.2 監査人は、損失の原因、損失部分の種類、量または重量を確認し、報告書を作成すること。

2.3 生産活動から損失を受けたまたは品質の劣化した原材料及び必要資材を検査する許可を事務局から受けた保険会社もしくは個人により確証を受けた、第2.2項と同等の内容を示す損失の詳細の証拠を提示すること。

第3条 本告示は、洪水の被害を受けた被奨励者に適用する。2012年6月30日までに、原材料及び必要資材勘定から損失分及び残滓を削除するための許可申請書を提出すること。

第4条 本告示に基づく条件及び処置は、許可検討の際の基本指針とする。

ただし、妥当な理由がある場合は、投資委員会事務局長がその都度検討する。

2011年11月7日より施行する。

2011年11月15日告示

投資委員会事務局長

アンチャカー・シーブンルアン

翻訳者：高野 香 (TJ Prannarai 翻訳事業部)

【発行元】 TJ Prannarai Communication Co., Ltd.

前田 千文 (E-mail: maeda@tjprannarai.co.th)

日系企業様から厚い信頼を集める翻訳・通訳サービス

通訳サービスは半日から対応が可能です。日本語能力検定1級の経験者が

対応いたします。さまざまなご要望にお応えできますので、お気軽にご相談ください。

★タイ国法律改定情報は、毎月第3木曜日の発行です。次回は1月19日(木)です